

本報告書は、職業能力開発促進法に規定されている「職業訓練基準」のうち、普通職業訓練普通課程における「建築施工分野」の見直しについて、職業大の基礎研究会で審議し、まとめ案を厚生労働省に省令改正の基礎資料として提出した経過を記録し、令和3年度の分野別「職業訓練基準」の見直し報告書としてまとめたものである。

## 第1章 職業訓練と基準

### 第1節 職業訓練の概要

#### 1-1 職業訓練の種類と概要

表1-1は職業能力開発促進法施行規則第9条にもとづく職業訓練の種類と概要である。大きくは普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、「機構」と言う。)である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①及び②が実施する職業訓練については各自自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し、これに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準は、自治体が条例を策定する際の基準となるものである。

表1-1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業後又は高等学校卒業後等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等1年 総訓練時間1,400時間以上 中学校卒業後等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間12時間以上 (管理監督者コースにあっては、10時間以上)
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業後等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業後等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間

高度職業訓練	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月（訓練の対象となる技能等によっては1年）以下 総訓練時間 12時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上

### 1-2 学校教育と職業訓練の関係

職業能力開発促進法第3条の2によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法第1条による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。図1-1は、学校制度と職業訓練制度を対比したものである。

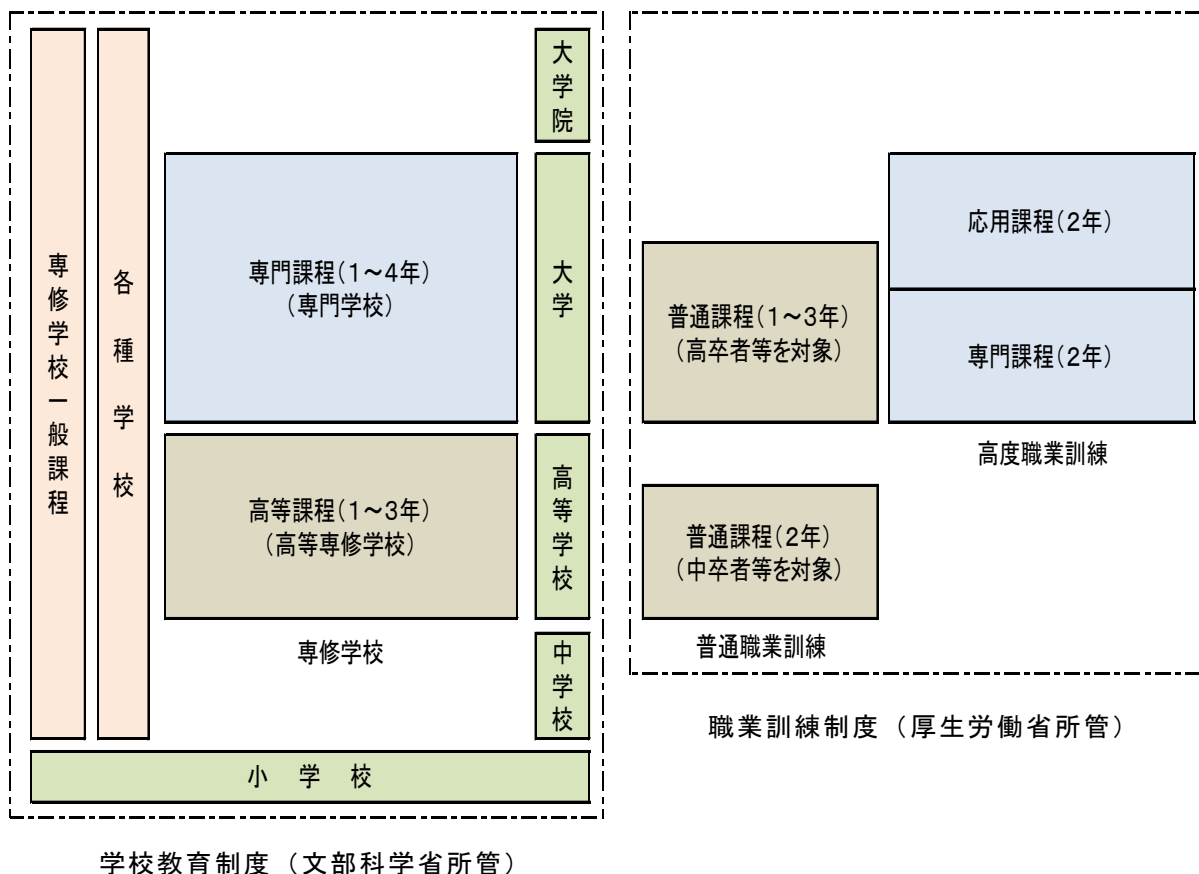


図1-1 学校教育制度と職業訓練制度

## 1-3 職業訓練制度の変遷

現在の職業能力開発促進法は、1958年(昭和33年)に(旧)職業訓練法として制定された法律を、1969年(昭和44年)に新たに(新)職業訓練法として制定された後、1985年(昭和60年)に職業能力開発促進法と改名して成立して現在まで改正を繰り返し、現在の2019年(令和元年)改正の現行法に至っている。

職業訓練制度は、表1-2に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。昭和53年の改正では、それまでの法律(基準)に沿った「法定訓練」から、法律(基準)に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、1992年(平成4年)に制定されたものである。学卒者等の訓練は、普通課程の中卒者訓練から高卒者訓練の専門課程へ、さらに高度な応用課程へと変遷している。

表1-2 職業訓練制度の改正と変遷概要

## イ) 職業訓練法 昭和44年制定(法定訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第I類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第II類	1年(高卒者等)	

## ロ) 職業訓練法 昭和49年制定(法定訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	専修訓練課程	1年(中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第I類	2年(中卒者等)	(総合)高等職業訓練校
	高等訓練課程第II類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校附属短期学部)

## ハ) 職業訓練法 昭和53年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
養成訓練	普通訓練課程第I類	2年(中卒者等)	職業訓練校
	普通訓練課程第II類	1年(高卒者等)	
	専門訓練課程	2年(高卒者等)	職業訓練短期大学校

二) 職業能力開発促進法 平成4年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校

ホ) 職業能力開発促進法 平成11年制定(準則訓練)

区分	訓練課程	期間(対象者)	施設名称
普通職業訓練	普通課程	1～3年 (中卒者等は2年)	職業能力開発校
高度職業訓練	専門課程	2年(高卒者等)	職業能力開発短期大学校
	応用課程	2年(専門課程卒等)	職業能力開発大学校

1-4 普通職業訓練の普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な基礎的な技能・知識」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業生等を対象にした長期の訓練課程である。訓練科で実施されていない訓練科は約1/3で、休止科を入れるともっと多い。今年度見直し予定の建築施工系では、普通課程で枠組壁建築科とプレハブ建築科に設置校がない。

表1-3は、普通課程144科(職業能力開発促進法施行規則別表第二による。以下「別表第二」という。)の一覧と職業訓練基準見直し年度である。‘年’は高等学校卒業生等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業生等を対象とする場合は原則として2年である。

表1-3 普通課程の訓練科144科一覧（青枠は今年度の見直し対象科）

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度		
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1	園芸科	1	H21、H26 H30		
			2	造園科	1			
		1-2 森林系	3	森林環境保全科	1			
2 金属・機械	1 金属	2 金属材料系	4	鉄鋼科	1	H22 H25 H29		
			5	鑄造科	1			
			6	鍛造科	1			
			7	熱処理科	1			
			8	塑性加工科	1			
			9	溶接科	1			
		3 金属加工系	10	構造物鉄工科	1			
			11	めつき科	1			
			12	陽極酸化処理科	1			
			4 金属表面処理系	13	機械加工科		1	
				14	精密加工科		1	
				15	機械製図科		1	
	16	機械技術科		2				
	13 精密機器系	36		時計修理科	1			
		37		光学ガラス加工科	1			
		38	光学機器製造科	1				
		39	計測機器製造科	1				
	3 機械保全	43 義肢・装具系	14 製材機械系	40	理化学器械製造科		1	
				118	義肢・装具科		1	
				41	製材機械整備科		1	
				42	内燃機関整備科		1	
43				建設機械整備科	1			
44				農業機械整備科	1			
16 縫製機械系		45	縫製機械整備科	1				
		4 運輸	8 第一種自動車系	28	自動車製造科	1		
				29	自動車整備科	1		
				30	自動車整備科	2		
			9 第二種自動車系	31	自動車車体整備科	2		
				10 航空機系	32	航空機製造科	2	
33	航空機整備科				2			
11 鉄道車両系	34	鉄道車両製造科	1					
	12 船舶系	35	造船科	1				
		54	メカトロニクス系	138	メカトロニクス科	2		
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系	17	製造設備科	1	H18 H23 H27 R1		
			18	電気通信設備科	1			
			19	電子機器科	1			
			20	電気機器科	1			
			22	電気製図科	1			
			23	発電電科	1			
			24	送配電科	1			
			25	電気工事科	1			
			26	電気設備科	1			
	27	電気設備管理科	1					
	2 電力	7 電力系	21	電気通信科	2			
			3 通信	44	通信系		119	
				4 制御	6		電気・電子系	21
	4 繊維・繊維製品	1 織物			17		製織系	46
			18 染色系		47		織機調整科	1
48				染色科	1			
2 縫製		19 アパレル系		49	ニット科	1		
			50	洋裁科	1			
			51	洋服科	1			
3 帆布	21 帆布製品系	52	縫製科	1				
		53	和裁科	1				
		54	寝具科	1				
			55	帆布製品製造科	1			

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度
5 非金属加工	1 木材	22 木材加工系	56	木型科	1	H19 H23 H27 R1
			57	木工科	1	
			58	工業包装科	1	
	2 紙	23 紙加工系	59	紙器製造科	1	
			63	プラスチック製品成形科	1	
	3 プラスチック	25 プラスチック系	64	靴製造科	1	
			65	鞆製造科	1	
	4 レザー	26 レザー加工系	66	ガラス製品製造科	1	
			67	ほうろろ製品製造科	1	
	5 ガラス	27 ガラス加工系	68	陶磁器製造科	1	
			69	石材加工科	1	
	6 窯業	28 窯業製品系	107	木材工芸科	1	
			108	竹工芸科	1	
	6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系	109	漆器科	
110				貴金属・宝石科	1	
111				印章彫刻科	1	
2 塗装		41 塗装系	60	製版科	1	
			61	印刷科	1	
3 デザイン		42 デザイン系	62	製本科	1	
			112	金属塗装科	1	
	113		木工塗装科	1		
4 写真	47 写真系	114	建築塗装科	1		
		115	広告美術科	1		
		116	工業デザイン科	1		
		117	商業デザイン科	1		
7 食品	1 食品	30 食品加工系	127	写真科	1	H20 H26 H30
			70	製麺科	1	
			71	パン・菓子製造科	1	
			72	食肉加工科	1	
	2 調理	51 調理系	73	水産加工科	1	
			74	発酵製品製造科	1	
			133	日本料理科	1	
8 建築・土木	1 躯体施工	31 建築施工系	134	中国料理科	1	H19 H24 H28 R3
			135	西洋料理科	1	
			75	木造建築科	1	
			76	控組壁建築科	1	
			77	とび科	1	
	(建築設計)	32 建築外装系	78	鉄筋コンクリート施工科	1	
			79	プレハブ建築科	1	
			80	建築設計科	1	
	2 外装施工	33 建築内装系	81	屋根施工科	1	
			82	スレート施工科	1	
			83	建築板金科	1	
			84	防水施工科	1	
			85	サッシ・ガラス施工科	1	
	3 内装施工	34 建築仕上系	86	畳科	1	
87			インテリア・サービス科	1		
88			床仕上施工科	1		
89			表具科	1		
4 仕上げ施工	35 設備施工系	90	左官・タイル施工科	1	H19 H24 H28	
		91	築炉科	1		
		92	ブロック施工科	1		
		93	熱絶縁施工科	1		
		94	冷凍空調設備科	1		
		95	配管科	1		
		96	住宅設備機器科	1		
5 設備	37 設備管理・運転系	100	ビル管理科	1		
		101	ボイラー運転科	1		
		97	さく井科	1		
6 土木	36 土木系	98	土木施工科	1		
		99	測量・設計科	1		
		102	クレーン運転科	1	H22、H25 H29	
		103	建設機械運転科	1		
9 運搬機械運転	38 揚重運搬機械運転系	104	港湾荷役科	1		
		105	化学分析科	1	H21、H26 H30	
		106	公害検査科	1		
10 化学	39 化学系					

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度	
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120	電話交換科	1	H20 H26 H30	
			121	経理事務科	1		
			122	一般事務科	1		
			123	OA事務科	1		
	2 流通	46 流通ビジネス系	124	貿易事務科	1		
			125	ショップマネジメント科	1		
	3 対人	48 社会福祉系	126	流通マネジメント科	1		
			128	介護サービス科	2		H21
		49 理容・美容系	129	理容科	2		H20 H30
			130	美容科	2		
	50 接客サービス系	131	ホテル・旅館・レストラン科	1			
		132	観光ビジネス科	1			
4 装飾	53 装飾系	137	フラワー装飾科	1			
		136	臨床検査科	3	H21,H30,H26		
12 医療	52 保健医療系	139	OAシステム科	1	H20		
13 情報・通信	55 第一種情報処理系	140	ソフトウェア管理科	1	H23		
		141	データベース管理科	1	H25		
		142	プログラム設計科	2	H27		
	56 第二種情報処理系	143	システム設計科	2	H29		
		144	データベース設計科	2	R2		

図1-2は、設置されている訓練科の数を多い順に並べたものである。木造建築科が一番多いことがわかる。

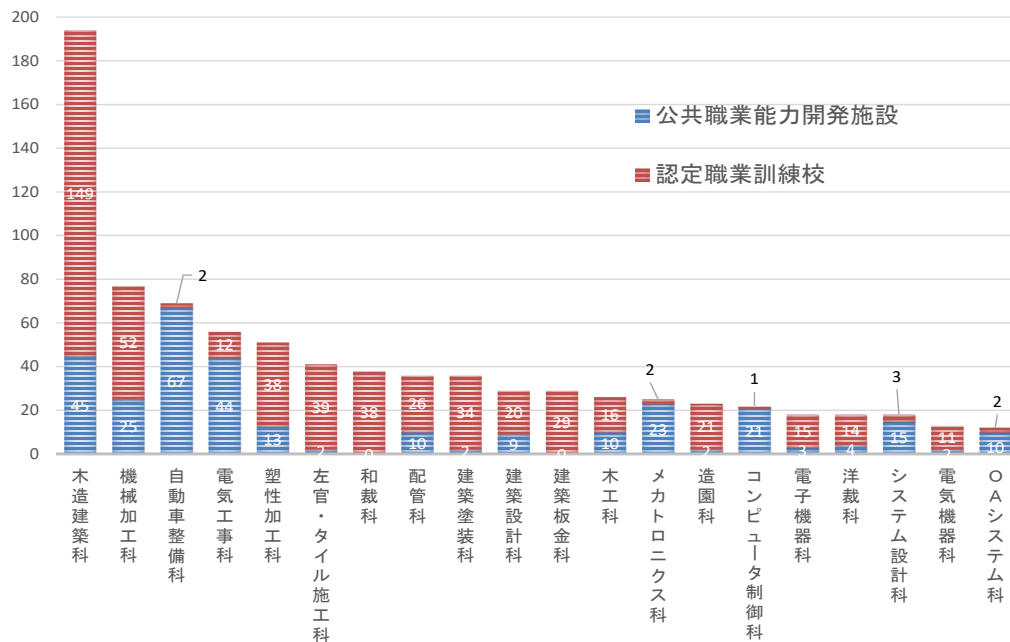


図1-2 普通課程設置科の状況

普通課程は主に都道府県の職業能力開発校(以下、「公立校」という。)又は都道府県知事が認定した認定職業訓練校(以下、「認定校」という。)で実施されている。機構では、関西職業能力開発促進センター大阪港湾労働分所と中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所に港湾荷役科が設置されている。普通課程の訓練時間は、義務教育終了(中学校卒業)した者等にあつては、標準二年 2,800 時間(50 分を1時間とする)以上、高等学校卒業

者等にあつては標準一年 1,400 時間以上としている。受講料については、公立校の場合には各都道府県で定める額としており、多くの都府県では月額 9,900 円の年間 118,800 円を課している。年間 118,800 円と異なる北海道、栃木県や無料の石川、福井等の県もある。ただし、他に教科書、実習負担金等を別途要する。なお、機構は両施設とも月額 9,600 円の年間 115,200 円としている。

普通課程には、高等学校卒業生等を対象とした場合、訓練期間一年が通常だが、訓練期間二年のメカトロニクス科、第二種自動車整備科、システム設計科、介護サービス科や理容科、美容科もある。この他、設置している施設はないが訓練期間三年の臨床検査科もある。一方、訓練期間一年の訓練科であっても二年に延長して実施している場合が多い。企業単独又は複数の企業によって共同で運営されている認定校の中には、中学校卒業生等を対象に訓練期間を三年に延長すると共に高等学校の通信制を併用し、工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。例えば自動車製造科のある日野工業高等学園、トヨタ工業学園高等部がある。

運営費、施設・設備費については、訓練基準の別表第二に沿った訓練科(教科、設備、訓練時間等)であれば、公立校の場合、国から1/2が補助される。

**短期課程**は在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程で訓練期間は、12 時間以上6ヶ月(実施が困難な場合は1年)以下となっている。離転職者を対象とした3ヶ月、6ヶ月コースの他、在職者を対象とした12 時間以上の訓練も短期課程に位置付けられている。短期課程の訓練基準は規則別表第三(監督者訓練)、第四(職種 25 科)、第五(技能士)に定められている。建築系としては、別表第四に建築科、とび科、ブロック建築科、建設科、プレハブ建築科が訓練期間6か月、訓練時間 700 時間として定められている。別表第二に比べて非常に大枠で規定してある。建築系では短期課程プレハブ建築科が2校の認定校で実施されている。短期課程の「教科の細目」、「設備の細目」については定められていない。技能照査の対象課程ではないので、「技能照査の基準の細目」はない。短期課程は雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できるため、都道府県をはじめ、機構においても積極的に実施されている。

## 1-5 認定職業訓練

認定職業訓練とは、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人、都道府県職業能力開発協会、若しくは一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合等(以下、「事業主等」という。)が、そこで雇用している労働者に対して必要な技能及びこれに関する知識を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚労省令で定める訓練基準に適合していることを都道府県知事が認定した職業訓練のことである。(職業能力開発促進法第十三条、第二十四条他)認定を受けている事業主の多くは中小企業である。認定の効果としては、実施する訓練が法に基づく職業訓練基準に適合した訓



練であることを公に認めることであり、公立職業訓練と同水準のものと位置づけられる。事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。例えば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、普通職業訓練普通課程の認定職業訓練において修了時の技能照査に合格すれば「技能士補」と称することが出来、訓練科に該当する職種に係る技能検定の学科試験の免除や職業訓練指導員の免許を取得する場合に有利に取り扱われること等のメリットもある。現在認定校は、全国で1,100校程度あるが、年々減少の傾向にある。今年度、基礎研究会で見直しを行った普通課程の建築施工系6訓練科を設置する認定校は約190校あるが、訓練生が補助金の要件を満たさず休校や休科している校もある。

## 第2節 職業訓練基準の概要

### 2-1 職業訓練基準に関する法的背景

職業訓練の基準は、職業能力開発促進法第19条及び職業能力開発促進法施行規則第10条～15条、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すと共に訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや企業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。普通課程の訓練期間は、原則として中学校卒業者等を対象とする場合は二年(2,800時間)、高等学校卒業者等を対象とする場合は一年(1,400時間)である。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名(愛称)を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ技能照査に合格することで技能士補が付与される。

#### 職業能力開発促進法(職業訓練の基準)

**第十九条** 公立職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公立職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

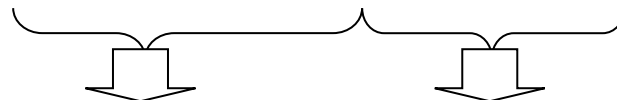
以下、別表第二、教科の細目、及び設備の細目、並びに技能照査の基準の細目について概要を記す。

### 2-2 別表第二（厚生労働省令）

表1-4に建築施工系普通課程の訓練基準の例として別表第二（木造建築科）を示す。木造建築科では、総訓練時間1,400時間の約6割に当たる850時間を訓練基準として定めている。教科については、学科、実技毎の教科名と大きくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、木工用機械類、測量用機械類、器工具類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容（細目）、設備の具体的な名称、数量等は通達や基準の細目で示すこととしている。

表1-4 別表第二（木造建築科の例）

三十一 建築施工系	木造建築科			訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇	建物その他の工作 物	教室 実習場
					機械	木工用機械類 測量用機械類
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図 用具類 教材類
		中小規模建築物における建築一般、設計製図、 施工管理及び建築施工における基礎的な技能 及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 O1 建築概論 O2 構造力学概論 O3 建築構造概論 O4 建築計画概論 O5 建築生産概論 O6 建築設備 O7 測量 O8 建築製図 O9 安全衛生 O10 関係法規  2 実技 O1 機械操作基本実習 O2 測量基本実習 O3 安全衛生作業法	二五〇		
		木造建築物の建築施工及び施工管理における 技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 O1 木質構造 O2 材料 O3 規く術 O4 工作法 O5 木造建築施工法 O6 仕様及び積算  2 実技 O1 器工具使用法 O2 工作実習 O3 木造建築施工実習	一五〇   三〇〇		



各教科の時間、細目は通達で定める。  
（表1-5を参照）

設備の名称や数量は通達で定める。  
（表1-6を参照）

## 2-3 職業訓練基準の各細目（通達）

## (1) 教科の細目

表1-5は、木造建築科の教科の細目である。黒字は別表第二で規定された箇所、青字は細目として通達で定めている箇所である。基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について見直しが必要かどうか検討を行ったが、必要があれば黒字の科目名や訓練時間についても見直しの提案を検討したが、この場合、別表第二(施行規則:省令)の改正が必要となる。

表1-5 教科の細目（木造建築科の例）

訓練科		建築施工系木造建築科	
教科の科目	訓練時間	教科の細目	
系基礎学科	1 建築概論	10	建築の概要、建築物の種類、建築史
	2 構造力学概論	30	力の釣合い、荷重と外力、断面の性質、基礎と地盤
	3 建築構造概論	60	木造建築、プレハブ建築、枠組壁建築、鉄筋コンクリート造建築、鉄骨造建築
	4 建築計画概論	40	全体計画、各部の計画、計画の進め方
	5 建築生産概論	20	機械、工程管理、資材管理、生産管理、契約事務
	6 建築設備	20	給排水設備、電気設備、空調設備、その他の設備
	7 測量	10	測量一般、測量機器、敷地測量、図面及び計算
	8 建築製図	20	製図用具及び用紙、製図通則、建築物製図の概要
	9 安全衛生	20	安全衛生管理、安全衛生関係法規、安全作業法
	10 関係法規	20	建築基準法、建設業法、建築士法
	系基礎学科合計	250	
系基礎実技	1 機械操作基本実習	70	建築機械使用法、CAD操作、OA機器操作
	2 測量基本実習	50	平板測量、水準測量、トランシット測量、測量図
	3 安全衛生作業法	30	安全作業法、衛生作業法
		系基礎実技合計	150
専攻学科	1 木質構造	20	デザインと構造、荷重と構造計画、木質構造用材料、木質構造の接合部、各部構造の設計
	2 材料	20	金属系材料、木質系材料、セメント系材料、プラスチック系材料、その他の材料
	3 規く術	30	図板・尺杖等の作成方法、さしがね目盛り、勾配、勾・玄等の名称及び長さの計算、四方転び、棒隅
	4 工作法	30	構造材の墨付け及び切組、内部造作材の木ごしらえ及び取付け、外部造作材の木ごしらえ及び取付け
	5 木造建築施工法	30	墨付け、仕口と継ぎ手、造作、防腐及び断熱、結露防止、防音
	6 仕様及び積算	20	仕様書、積算
	専攻学科合計	150	
専攻実技	1 器具使用法	50	木工機械の取扱い、電動工具の取扱い、木材加工用手工具の使用法
	2 工作実習	100	木工機械及び手工具による加工
	3 木造建築施工実習	150	木造建築物の施工、詳細図、施工図等作成
		専攻実技合計	300

(2) 設備の細目

表1-6は、木造建築科の設備の細目である。黒字は別表第二で規定された箇所で、青字は通達として定めている箇所である。これらの面積や台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。実習場の面積が高等学校卒業生等(330㎡/30人)と中学校卒業生等(480㎡/30人)でそれぞれ異なる。これは、訓練期間が高等学校卒業生等は一年(一学年)、中学校卒業生等は二年(二学年)の違いによるものである。

表1-6 設備の細目例(木造建築科)

訓練科	訓練系	専攻科	設備の細目		数量					
					高等学校卒業生等		中学校卒業生等			
					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
31 建築施工系	木造建築科 (改正 H24)	建物その他の工作物	教室		60 ㎡	100 ㎡	60 ㎡	100 ㎡		
			製図室		135 ㎡	220 ㎡	135 ㎡	220 ㎡		
			実習場		330 ㎡	480 ㎡	480 ㎡	600 ㎡		
			工具室		7 ㎡	10 ㎡	15 ㎡	25 ㎡		
			更衣室		15 ㎡	22 ㎡	25 ㎡	38 ㎡		
			倉庫		50 ㎡	83 ㎡	83 ㎡	100 ㎡		
			局所排気装置	木工機械用(フード、ダクト、サイクロン、ファン、モータ、焼却装置等を含む。)	1 式	1 式	1 式	1 式		
			とぎ場	給・排水設備を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式		
			機械	手押しかな盤	加工幅300mm安全装置付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	
				自動一面かな盤	加工幅300mm	1 台	1 台	1 台	1 台	
		自動多面かな盤		加工幅30～150mm三面以上	1 台	1 台	1 台	1 台		
		超仕上げかな盤		加工幅300～450mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		丸のこ盤		のこ車径400mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		角のみ盤		のみ寸法30mm	1 台	2 台	1 台	2 台		
		昇降傾斜盤		のこ径400～450mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		ほぞ取り盤		加工最大長さ100mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		パネルソー		切断可能寸法約2,000mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		リップソー		最大厚さ120mm	1 台	1 台	1 台	1 台		
		ジグソー		0.2～0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台		
		携帯用電気かな		0.4～1.2kW	5 台	8 台	10 台	15 台		
		携帯用電気みぞかな		0.4～1.5kW	5 台	8 台	5 台	8 台		
		携帯用電気丸のこ		0.4～1.5kW	6 台	10 台	6 台	10 台		
		一部省略								
		トランシット		標準形	3 台	5 台	3 台	5 台		
		レベル		標準形	2 台	3 台	2 台	3 台		
		平板測量器		中測板、アリゲードの曲率半径1.0～1.5m	3 台	5 台	3 台	5 台		
		万能試験機		標準形	1 台	1 台	1 台	1 台		
		空気圧縮機		1.5～2.2kW	1 台	2 台	1 台	2 台		
		運搬用小形自動車	1～2t	1 台	1 台	1 台	1 台			
		その他	(工具及び用具類)							
			作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			木工用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			測量用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			足場		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(計測器類)							
			計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(製図用具類)							
			製図器及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数		
			(教材類)							
		ソフトウェア		必要数	必要数	必要数	必要数			
模型、掛図等		必要数	必要数	必要数	必要数					

(3) 技能照査の基準の細目

表1-7は、木造建築科の技能照査の基準の細目の例である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

1) 学科の到達水準

- ①「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ②「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

2) 実技の到達水準

- ①「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ②「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか、又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

これら到達水準の①と②の選択については、基準の細目毎に判断していかざるを得ないが、該当職種の2級技能検定の試験の細目が参考になる。ただし、安全衛生については、特に重要である項目として、「よく知っている」「よくできる」に位置付ける。

表1-7 技能照査の基準の細目例（木造建築科）

訓練科		建築施工系木造建築科	
学科		実技	
系基礎	1 建築物の歴史、役割について知っていること。	系基礎	1 各種測量法により測量ができること。
	2 建築工程について知っていること。		2 OA機器操作ができること。
	3 建築計画について知っていること。		3 安全衛生作業がよくできること。
	以下省略		
専攻	1 各種の仕口、継ぎ手及び造作についてよく知っていること。	専攻	1 木材加工用器工具の取扱いがよくできること。
	2 断熱、防腐及び防音について知っていること。		2 木工機械、携帯用電動工具の取扱いがよくできること。
	3 建築用材料について知っていること。		3 仕口及び継ぎ手の工作ができること。
	以下省略		

## 2-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第九条の規定では、法律又は省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省(以下、「厚労省」という。)は、「労働政策審議会」で職業訓練基準(以下、「訓練基準」という。)の省令改正について審議する際に事前の調査が必要なことから厚労省人材開発統括官の下に「職業能力開発専門調査会(以下、「専門調査会」という。))」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校(以下、「職業大」という。)の基盤整備センターでは、厚労省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うと共に「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会(以下、「基礎研究会」という。))」を立ち上げ、訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。今年度においては令和3年10月、基礎研究会の審議結果を提案として厚労省に提出した。図1-3に基本的な基準改正までの流れを示す。

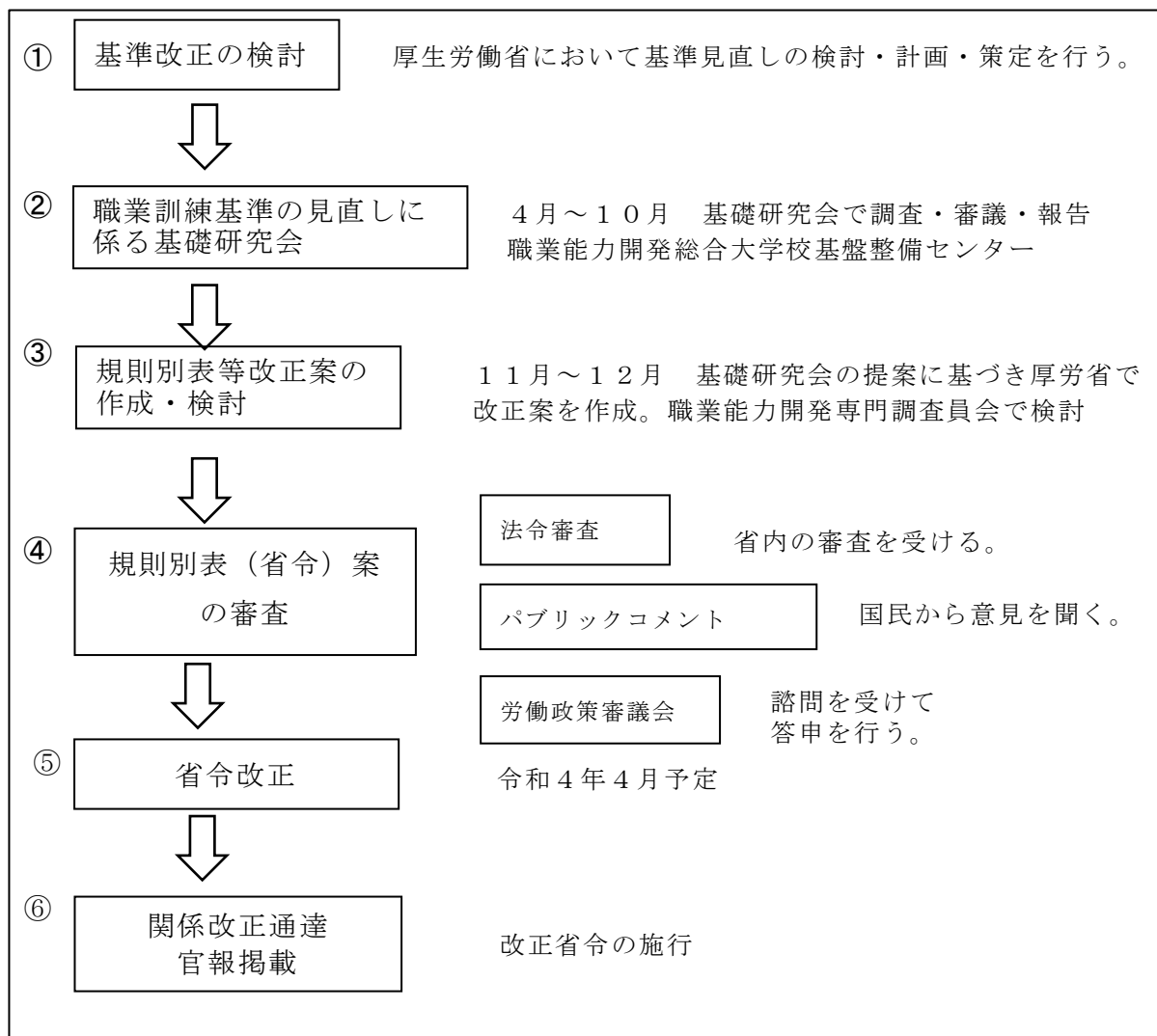


図1-3 改正の流れ